

令和 8 年設楽町告示第 33 号

設楽町国民健康保険条例（平成 17 年条例第 134 号）第 16 条及び第 26 条の規定に基づき保険料率を次のとおり定める。

令和 8 年 6 月 30 日

設楽町長 土屋 浩

	医療分	介護分	後期高齢者 支援金分	子ども子育て 支援金分
所得割	100 分の 6.58	100 分の 1.74	100 分の 2.27	100 分の 0.24
資産割	—	—	—	—
均等割	30,400 円	11,400 円	10,400 円	1,000 円
18 歳以上均等割	—	—	—	30 円
平等割	28,900 円	9,200 円	9,900 円	1,000 円